

(仮称) 日置市及び鹿児島市における風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と当社の見解

令和2年4月

日本風力エネルギー株式会社

目次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの 意見の概要とこれに対する当社の見解	5

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和 2年 1月 31日（金）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告 [別紙1参照]

令和 2年 1月 31日（金）付けの以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

- ・南日本新聞（朝刊）

② インターネットによるお知らせ [別紙2参照]

以下のホームページに「お知らせ」を掲載した。

- ・当社ホームページ

③ 折り込みチラシによるお知らせ [別紙3参照]

令和 2年 2月 17日（月）付けの以下の日刊新聞紙にチラシを折り込んでお知らせした。

- ・南日本新聞 20,770部

(3) 縦覧場所

自治体庁舎等 18か所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

① 自治体庁舎

- | | |
|---------------------|-------------------------|
| ・鹿児島県庁 13階環境林務課 | （鹿児島県鹿児島市鴨池新町 10-1） |
| ・日置市役所市民生活課 | （鹿児島県日置市伊集院町郡 1-100） |
| ・日置市役所東市来支所 | （鹿児島県日置市東市来町長里 87-1） |
| ・鹿児島市役所環境保全課 | （鹿児島県鹿児島市山下町 11-1） |
| ・鹿児島市役所郡山支所総務市民課 | （鹿児島県鹿児島市郡山町 141） |
| ・薩摩川内市役所環境課 | （鹿児島県薩摩川内市神田町 3番 22号） |
| ・薩摩川内市役所樋脇支所 | （鹿児島県薩摩川内市樋脇町塔之原 1173） |
| ・薩摩川内市入来支所 | （鹿児島県薩摩川内市入来町浦之名 33） |
| ・いちき串木野市役所市来庁舎 | （鹿児島県いちき串木野市湊町 1丁目 1番地） |
| ・始良市役所蒲生総合支所蒲生地域振興課 | （鹿児島県始良市蒲生町上久徳 2399） |

② 公民館

- ・ 日置市皆田地区公民館 (鹿児島県日置市東市来町湯田 4477-2)
- ・ 日置市高山地区公民館 (鹿児島県日置市東市来町養母 15819-4)
- ・ 日置市湯田地区公民館 (鹿児島県日置市東市来町湯田 3299-1)
- ・ 日置市上市来地区公民館 (鹿児島県日置市東市来町養母 11393-1)
- ・ 薩摩川内市八重地区コミュニティセンター (鹿児島県薩摩川内市入来町浦之名 4494-2)
- ・ 薩摩川内市藤本地区コミュニティセンター (鹿児島県薩摩川内市樋脇町市比野 9926-3)
- ・ 薩摩川内市大馬越地区コミュニティセンター (鹿児島県薩摩川内市入来町浦之名 3492-4)
- ・ いちき串木野市川上交流センター (鹿児島県いちき串木野市川上 978)

③ インターネットの利用

[別紙 2 参照]

当社ホームページに方法書の内容を掲載した。

<https://venaenergy.co.jp/>

(4) 縦覧期間

令和 2 年 1 月 31 日 (金) から令和 2 年 3 月 18 日 (水) までとした。

自治体庁舎は土・日・祝日を除く開庁時とし、インターネットは常時アクセス可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数 (意見書箱への投函者数) は 9 名であった。

(内訳) ・ 鹿児島県庁 13 階環境林務課	0 名
・ 日置市役所市民生活課	1 名
・ 日置市役所東市来支所	1 名
・ 鹿児島市役所環境保全課	2 名
・ 鹿児島市役所郡山支所総務市民課	1 名
・ 薩摩川内市役所環境課	2 名
・ 薩摩川内市役所樋脇支所	0 名
・ 薩摩川内市入来支所	0 名
・ いちき串木野市役所市来庁舎	0 名
・ 始良市役所蒲生総合支所蒲生地域振興課	0 名
・ 日置市皆田地区公民館	0 名
・ 日置市高山地区公民館	0 名
・ 日置市湯田地区公民館	0 名
・ 日置市上市来地区公民館	0 名
・ 薩摩川内市八重地区コミュニティセンター	0 名
・ 薩摩川内市藤本地区コミュニティセンター	0 名
・ 薩摩川内市大馬越地区コミュニティセンター	0 名
・ いちき串木野市川上交流センター	2 名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

[別紙1参照]

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・開催日時：令和 2年 2月 16日（日）10時30分から12時15分まで
- ・開催場所：八重棚田館（鹿児島県鹿児島市郡山町5240-24）
- ・来場者数：18名

- ・開催日時：令和 2年 2月 19日（水）19時00分から20時50分まで
- ・開催場所：皆田地区公民館（鹿児島県日置市東市来町湯田4477-2）
- ・来場者数：10名

- ・開催日時：令和 2年 2月 20日（木）14時30分から16時30分まで
- ・開催場所：高山地区公民館（鹿児島県日置市東市来町養母15819-4）
- ・来場者数：17名

- ・開催日時：令和 2年 2月 20日（木）19時00分から21時15分まで
- ・開催場所：湯田地区公民館（鹿児島県日置市東市来町湯田3299-1）
- ・来場者数：12名

- ・開催日時：令和 2年 2月 21日（金）19時00分から20時50分まで
- ・開催場所：上市来地区公民館（鹿児島県日置市東市来町養母11393-1）
- ・来場者数：9名

- ・開催日時：令和 2年 2月 26日（水）19時00分から20時30分まで
- ・開催場所：川上交流センター（鹿児島県いちき串木野市川上978）
- ・来場者数：8名

- ・開催日時：令和 2年 2月 27日（木）19時00分から21時10分まで
- ・開催場所：入来文化ホール別館 視聴覚室（鹿児島県薩摩川内市入来町副田6043）
- ・来場者数：13名

- ・開催日時：令和 2年 2月 28日（金）19時00分から20時10分まで
- ・開催場所：結の郷 大山館（鹿児島県始良市蒲生町白男5548-1）
- ・来場者数：5名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

[別紙4・5参照]

(1) 意見書の提出期間

令和2年1月31日(金)から令和2年3月18日(水)までの間
(縦覧期間及びその後2週間とし、郵便受付は当日消印有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

- ① 縦覧場所及び説明会会場に備え付けた意見書箱への投函
- ② 当社への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は9通、意見総数は63件であった。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する当社の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、環境影響評価方法書について、環境の保全の見地から提出された意見は63件であった。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と当社の見解

表1 方法書に対する一般の意見の概要と事業者の見解

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
1	私は1990年代から甲突川源流域の里山歩きを楽しんでいる市民です。年頭も八重山に30人グループでハイキングをしてきたばかりです。県が付した意見を通読いたしました。が、そもそも、この事業を知る鹿児島市民があまりにも少な過ぎる状況をご理解頂き、SDGs2030と調和する鹿児島県を実現するために、事業者には置かれましては関係基礎自治体と密接に連携した広報と対話の機会を作ってください。	ご意見いただきありがとうございます。 今回、法に基づく公告以外に、弊社HPでの公表、関係地区への回覧等を通じて周知を図っております。今後もなるべく多くの市民に本事業を知ってもらえるよう努めます。 SDGs2030、特に本事業を通じて目標7(エネルギーをみんなにそしてクリーンに)、目標13(気候変動に具体的な対策を)に調和する鹿児島県を実現出来るよう、関係基礎自治体と密接に連携し協議を行ってまいります。

表2 方法書に対する一般の意見の概要と事業者の見解

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
2	当該地の環境問題についての全般的意見については、経済産業大臣&県知事意見に網羅されており、改めて申し上げることはありませんが、当地が鹿児島市&日置市の生命の源である水源地であることから、水環境に係り意見を述べさせていただきます。 図3.1-12にあるように、対象事業実施区域は鹿児島市及び日置市の主要河川甲突川&神之川の源流に当たっています。いちき串木野市の矢房川大里川等の源流も対象事業実施区域に当たっているようですが、今回の方法書に関わり方法書閲覧&意見を述べる対象になっていないこと自体合点がいきません。	ご意見いただきありがとうございます。 今回、本方法書については、いちき串木野市を含む5市18箇所縦覧を行い、また、住民説明会も7日間に渡って8箇所で開催いたしました。今後もなるべく多くの市民に本事業を知ってもらえるよう、また、ご意見をいただけるよう、周知に努めてまいります。
3	それはともかく、福島原発事故を前後して始められた自然再生エネルギーの推進の理念自体共感するものですし、その一家である小河川の落差を利用する小水力発電については、僕自身現地調査のお手伝いもさせて頂いていただいたこともしました。でも今日まで、鹿児島県だけでなく、全国の山野に広がるメガソーラー&大風力発電施設建設については、鹿児島に限らず、日本の森を大きく切り開き、わが国の先人達が育てて来た自然を台無しにしてきたこととして、昨今話題のグレタ・トゥーンベリさんの地球と人類の未来を守る主張とは真っ向から逆の方向であるように思えます。日本最初の国立公園霧島山系麓の大規模山林伐採とメガソーラー群の建設の事実を眼前に見た時の衝撃は何とも言いようのないものでした。森の存在は「緑のダム」といった、単に自然災害から地域に住む人々の生活を守るという便宜的なものではなく、人々の生活、否人類の生存に関わる次元のものであることは改めて述べるまでもないことです。	理念にご共感いただきありがとうございます。 日本が直面する地球温暖化の防止、エネルギー需要への対応、エネルギー安全保障を強化するエネルギー自給率向上という社会的課題に対して、弊社は「持続的な経済成長と環境保全に不可欠である、低コストでクリーンなエネルギーの供給」を使命としております。持続可能な日本社会の実現に貢献出来るように、地域の一員となり本事業に取り組んでまいります。また、本事業の実施にあたっては環境影響評価の手続きを通じて、環境への影響について事前に調査・予測・評価するとともに環境保全措置の検討を行い、住民や行政機関などの意見も踏まえた上で、適正な配慮を行ってまいります。

4	<p>でも貴社が計画しておられる大風力発電所群の建設や、前期のメガソーラー群の建設計画に関わり、森林伐採と自然保全&災害防止に関わる留意点と意見を述べさせていただきます。</p> <p>一 貴社の大風力発電所群の建設計画には、風力発電群建設に関わる森林伐採&地盤の改変が付随しているものと思います。質問からですが、</p> <p>1 図 3.1-13 の青ハッチ部分の「対象事業実施区域」は工事用取り付け道路乃至管理用道路を意味するもののように思いますが、施工計画図（横断図及び構造図も含む）をお示し下さい。どのように現地を改変するのか、よくわかりません。</p>	<p>今後の手続きにおいて計画図を示すようにいたします。</p>
5	<p>2 設置予定の大風力発電施設については、地盤の改良状況がわかる土工図（施設の基礎構造図も含むもの）をお示し下さい。どのようなものになるか、今後の議論展開の道筋を掴みたいのです。</p>	<p>施設の基礎構造図を含む土木計画は現時点では検討中であり、今後の各種調査、設計において決定します。決定内容は今後の手続きにおいて示すようにいたします。</p>
6	<p>3 今回の大風力発電施設に関して、伐採される森林に、「水源涵養保安林」に指定されているものがないのか、「対象事業実施区域」内だけでなく、「対象事業実施区域」の近隣地に存在する「水源涵養保安林」をもお示し下さい。</p>	<p>対象事業実施区域及びその周囲における、保安林（水源涵養保安林含む）の指定状況は方法書 p. 201 のとおりです。伐採計画については今後、関係機関との協議を行いながら、検討いたします。</p>
7	<p>二 現在水道原水の取水河川となっている河川と取水地点について（鹿児島市&日置市だけでなく、いちき串木野市の矢房川&大里川流域等も含めて）、</p> <p>1 少なくとも「対象事業実施区域」の10km 圏内について、河川乃至溪流から取水位置と取水地点を示して下さい。</p>	<p>対象事業実施区域及びその周囲における、河川と取水地点の位置については方法書 p. 356 のとおりです。</p>
8	<p>三 水害発生への影響&懸念について</p> <p>数年前からの大水害、17年の福岡朝倉水害以来、19年の西日本豪雨、19年の台風19号等、近年の豪雨災害にはすさまじいものがあり、地域への影響は無視できない状況です。線状降水帯からの豪雨発生は、県内でも2010年の奄美水害でも見られるものでした。近年でなくても、27年前の県下全域を襲った8・6水害は、今回の計画地に関わる水源甲突川を氾濫させました。鹿児島市中心街だけでなく、河頭地区、名越地区の甲突川氾濫状況は国道10号線を横切り、「名越グランドキャニオン」と呼ばれた大峡谷を出現させました。今回の計画地の地形の改変について、8・6水害に関わる豪雨のシミュレーションをおこなっていただき、鹿児島市街地を含む甲突川全流域への影響をお示し下さい。</p>	<p>鹿児島県及び関係自治体の関係各課と適切に協議を行い、必要な許認可に基づき対応を行ってまいります。特に水害に関しては、林地開発許認可の中で雨水流出量計算を行い、流出抑制に務めます。</p>
9	<p>三 追記</p> <p>次回の「環境影響評価」に意見を求める時点までに、上記のことについて明らかにされ、「住民意見書」の提出と齟齬が生じないことを希望するものです。</p>	<p>準備書の段階におきまして、今回頂いたご意見やご質問に対する内容を明らかにできるよう努めてまいります。</p>

表3 方法書に対する一般の意見の概要と事業者の見解

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
10	① 希少植物（ツチトリモチほか）について保全に努めて	希少植物について保全に努めてまいります。
11	② 遊歩道あり、景観も考えて	景観にも配慮いたします。
12	③ カワセミなどへの影響はないか、生息状況の把握と環境に留意して	鳥類調査で確認いたします。
13	④ 住宅への音やTV、携帯等への影響も	住宅への音に関しては、環境影響評価の手続きを通じ、調査・予測・評価を行ってまいります。TV・携帯電話等への影響は、環境影響評価とは別に伝搬路調査等を行い、影響がある場合は回避低減出来るように対策を講じます。

表 4 方法書に対する一般の意見の概要と事業者の見解

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
14	<p>子供時代より、湯田地区に住んでおります。風力発電所建設予定地等を源流として、湯田地区の真中を大里川が流れています。日頃は川底がみえる少ない水流ですが、一度雨が降れば、茶色く濁り、へりいっばいに流れ、大水害をくり返しております。S44、S46年等の大水害では、橋も、近辺の家々も押し流し、堤防もくずして田んぼの上を家々が流れていきました。川そばにあった我が家の田も、荒地となり、区画整理事業で宅地化として整備されるまで荒地として放置されました。シラス土壌の鹿児島山々は、一度自然が切り開かれ、むき出しになれば、凶器となり、人々の命も財産も奪いかねない、崩れ易い状況に陥り易いです。現在も、今年の豪雨で、できたばかりの堤防が何十mかに渡って崩れています。私達日置市民は、美しく豊かな自然の海や山々にかこまれて、その恵みを得て、生活を立て、又、育まれて育ち、美しい自然を誇りとして、暮らしております。砂防法や、土砂災害地域、川に至る中小の溪流など、それを利用とする田畑が随所に見られ、多くの住民がその水の恩恵で、田畑を耕し、生計をたててきました。時々、道路工事が近場であっただけでも、影響もあるとも住民は言いません。</p>	<p>ご意見いただきありがとうございます。 防災は地域にとって大切なテーマだと思っております。環境影響評価とは異なりますが、風車建設の調査・設計にあたっては、ゼネコンや開発コンサルタントと一緒に現場へ入り、地域の現状に関してもしっかりと把握させて頂く予定です。同時に鹿児島県及び関係自治体の関係各課と適切に協議を行い、必要な許認可に基づき対応してまいります。特に水害に関しては、林地開発許認可の中で雨水流出量計算等に基づき必要な防災工事を行うこととなります。</p>
15	<p>又、鳥獣被害は多く、切り開くまでなくても、手の入らなかった貴重な自然の残る山頂等に人の手や工作物が入り込む事によって、動物等の移動や、動植物への影響も、心配されます。</p>	<p>環境影響評価の中で、動植物・生態系に関して調査・予測・評価するとともに環境保全措置の検討を行ってまいります。</p>
16	<p>住民側は、この計画を知っている人は少なく、又、具体的中身も十分理解もないままで、実施段階になってから、あわてふためいたり、騒動したり、文句を言い始めたり、という時も多々あります。</p>	<p>法に基づく公告以外に、弊社 HP での公表、関係地区への回覧等を通じて周知を図っております。今後なるべく多くの市民に本事業を知ってもらえるように努めてまいります。また、環境影響評価の手続き以外に、関係地区での事業進捗報告等を行う説明会、意見交換会等の実施を予定しております。必要に応じて問い合わせ者への個別の説明等も行ってまいります。</p>
17	<p>十分に、市や県、関係者とも連携を取り、自然エネルギーという名のもとで、自然が破壊される、それも一番弱い、過疎、高齢、少子等の所に対するしわ寄せによって、エネルギーが造られて、都会へと送電ロスを伴いながら送電をするという矛盾等を解決して事業を考えて頂きたいと切に願います。</p>	<p>十分に鹿児島県、関係自治体、関係者と連携を取り事業推進に努めてまいります。 自然への影響は、環境影響評価の手続きを通じて事前に調査・予測・評価を行い、適正な環境配慮がなされるようにいたします。 万が一、本事業によって地域に問題が発生、もしくはその可能性がある場合、法律及び企業倫理に基づき真摯に対応を行ってまいります。またその一方で、事業を通じて地域の既存の課題解決等にも積極的に協力してまいりたいと考えております。</p>

表5 方法書に対する一般の意見の概要と事業者の見解

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
18	回覧誌を見てもよくわからない。	ご意見いただきありがとうございます。 回覧は説明会の日程、事業概要の案内のみとなっており、詳細は方法書の図書及び説明会、説明会の補足資料等で説明しております。弊社では環境影響評価の縦覧期間終了後も弊社 HP にて図書の公表を継続して行っておりますので、必要に応じてそちらをご覧くださいと思います。
19	設置にあたって、取り付け道路を切り開くと思うが、その後の天災対策は充分か。	天災対策（防災対策）は鹿児島県及び関係自治体の関係各課と適切に協議を行い、必要な許認可に基づいて対応を行ってまいります。特に水害に関しては、林地開発許認可の中で雨水流出量計算等に基づき必要な防災工事を行うこととなります。
20	川上地区に対する考えられる影響は何か。	川上地区については、工事関係車両の主要な走行ルート沿いに集落が存在していることから、工事関係車両の走行に伴う騒音・振動の影響が想定されます。また、風力発電機の設置予定範囲から 1km 圏内に集落が存在していることから、風力発電機の稼働に伴う騒音及び低周波音、また風車の影に関する影響が想定されます。なお、これらの影響については、今後の環境影響評価手続きにおいて、現地調査、予測及び評価を行い、低減に努めてまいります。
21	送電線での送電先はどこか。送電線の電柱など景観には影響はないか。	送電先は九州電力 66kV 大田北支線（事業実施区域西側、日置市湯田地区）を予定しております。事業実施区域から連系場所までの送電線に関しては、景観への影響等も配慮し埋設工事等も含めて検討を行ってまいります。
22	風車は絶対に倒壊しないか。台風などで風車が折れて飛ぶことはないか。	風力発電システムの設置においては、電気事業法や建築基準法に準拠する必要があり、各種技術基準に基づき構造計算等を行い設計します。台風や乱気流に対する安全性に対しては、風力発電システムの設計要件を規定した「JIS C1400-1」が 2017 年 1 月 20 日に改正、安全性が向上されております。
23	風車の音はどの程度か。範囲は。	音に関しては、環境影響評価の手続きを通じて、調査・予測・評価を行ってまいります。
24	風が止まった時、発電はどうなる。 自然エネルギーで賄えるなら、これに越したことはない。	風が止まった時は、発電停止します。 日本政府の第 5 次基本計画では 2030 年度のエネルギーベストミックスにおいて水力を含む再生可能エネルギーを 22%~24%程度に増やし、主力電源のひとつにすると定めております。現状も含めて、自然エネルギーだけでは電力を賄うまでには至っておりませんが、再生可能エネルギーによる発電比率を少しでも増やしていけるよう当事業または弊社事業を通して努めてまいります。

表6 方法書に対する一般の意見の概要と事業者の見解

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
25	説明会を実施されて有り難うございました。 内容を詳しく分かりやすく話をさせていただき納得できました。 各地域の皆さまに理解が得られて作業が進む事を願います。	ご意見いただきありがとうございます。 今後も地域の皆さまのご理解を得られるような説明会や意見交換会、情報公開を行ってまいります。

表7 方法書に対する一般の意見の概要と事業者の見解

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
26	<p>コウモリ類について</p> <p>欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群としてコウモリ類と鳥類が懸念されており（バット&バードストライク）、その影響評価等において重点化されている。</p> <p>国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、不確実性を伴うものではなく、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。</p> <p>このことを踏まえて環境保全の見地から、本配慮書に対して以下の通り意見を述べる。</p> <p>なお、本意見は要約しないこと。</p>	<p>いただきましたご意見につきましては、要約せず意見書の内容を公開いたします。</p>
27	<p>1 方法書の段階でコウモリ類についてのヒアリングを行ったことは評価される。</p>	<p>今後も専門家の意見を踏まえつつ、適切に調査・予測・評価を実施いたします。</p>
28	<p>2. コウモリ類調査については風力セスメントに関して十分な知識と経験を持った者による適切な調査、予測評価、保全措置を行い、準備書についても十分な知識と経験を持ったコウモリ類の専門家に助言を得ること。</p>	<p>今後の準備書においても専門家の意見を踏まえつつ、適切に調査、予測評価、環境保全措置を実施いたします。</p>

表8 方法書に対する一般の意見の概要と事業者の見解

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
29	<p>1. 意見は要約しないこと</p> <p>意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。</p> <p>事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。さらに本意見書の内容について「順番を並び替えること」も認めない。</p>	<p>いただきましたご意見につきましては、要約せず意見書の内容を公開いたします。</p>
30	<p>2. 配慮書についての一般意見を提出したが、方法書の事業者見解になく反映もされていない。</p> <p>私は本事業の配慮書へ対して意見を『わざわざ郵送』で提出した。配慮書に対してコウモリ類の保全措置について取り入れるよう意見したが、そのことが記されておらず、方法書にも反映されていない。これはどういうことか？事業者が法の定める手続きと一般意見を無視する姿勢にあると感じている。</p>	<p>一般の方々からのご郵送により受領した意見書については、その全てに回答させていただくこととしておりますが、この度は弊社の回答がされない事態が生じ、結果として再度ご郵送いただくこととなってしまったことをお詫び申し上げます。ご再送いただいたご意見については表9にてご回答いたします。</p>
31	<p>3. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速（発電を開始する風速）未満であってもブレードは回転するのか？</p>	<p>採用を予定する風力発電機は決まっていない段階です。採用する風力発電機が決まり次第、確認いたします。</p>
32	<p>4. バットストライクの予測は、「カットイン風速未満であってもブレードが回転する」前提で行うこと。</p>	<p>採用を予定する風力発電機は決まっていない段階です。採用の風力発電機が決まり次第、予測いたします。</p>
33	<p>5. 本事業で採用する予定の風力発電機は、<u>カットイン風速以上であってもフェザリング</u>（風力発電機のブレードを風に対して並行に回転を止めること）ができるのか？</p>	<p>現段階で検討している機種についてはフェザリングの機能を有していますが、機種により仕様が異なることから、詳細については今後の機種選定において確認することになります。</p>
34	<p>6. <u>事業者はカットイン風速以上でフェザリングできない機種を国内で何基使用しているのか。</u></p>	<p>現段階において、弊社は国内での風力発電の設置実績がないため、0基となります。</p>

35	<p>7. 回避措置（ライトアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。国内で報告されたバットストライクの事例は以下のものがあつた。実際にはスカベンジャーによる持ち去りや未踏査エリアの存在、調査者の見落としなどによりさらに大量のコウモリが死んでいるものと予測される。これら現状をふまえ、事業者が追加的保全措置を<u>実施しない理由</u>を述べよ。</p> <p>※45 個体（4 種、1～32 個体）、2015、17 までに調べた 6 事業「風力発電施設でのバットストライク問題」（河合久仁子、ワイルドライフ・フォーラム誌 22（1）、9-11、2017）</p> <p>※ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 1 個体、合計 3 個体、「静岡県西部の風力発電所で見つかったコウモリ類 2 種の死骸について」（重昆達也ほか、東海自然誌（11）、2018）静岡県</p> <p>※ヒナコウモリ 3 個体「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」（平成 30 年 10 月、株式会社ジェイウインド）青森県</p> <p>※コテングコウモリ 1 個体、ヤマコウモリ 2 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、ヒナコウモリ 4 個体 合計 9 個体「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」（平成 31 年 4 月、岩手県）</p> <p>※コヤマコウモリ 5 個体、ヒナコウモリ 3 個体 合計 8 個体、「（仮称）上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書（公開版）」（平成 31 年 4 月 株式会社ジェイウインド上ノ国）北海道</p> <p>※ヒナコウモリ 5 個体、アブラコウモリ 2 個体、類髭コウモリ属の一種 1 個体、コウモリ類 1 個体 合計 9 個体「能代風力発電所リブレース計画に係る環境影響評価準備書」（令和元年 8 月、東北自然エネルギー株式会社）秋田県</p> <p>※ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、種不明コウモリ 2 個体、合計 8 個体「横浜町雲雀平風力発電事業供用に係る事後調査報告書」（令和元年 12 月、よこはま風力発電株式会社）青森県</p> <p>※ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ属 1 個体 合計 2 個体「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」（2020 年 2 月、コスモエコパワー株式会社）北海道</p>	<p>ご指摘いただきましたご意見も参考にし、現地調査結果や専門家からの助言等を踏まえ、実行可能な範囲内で保全措置を検討いたします。</p>
36	<p>8. コウモリ類の保全措置として「稼働制限」を実施してほしい 国内では、すでに多くの風力発電事業者が、コウモリ類の保全措置としてフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行し回転を止めること）やカットイン風速（発電を開始する風速）を上げるなどの稼働制限を行うことを表明した。<u>本事業者も必ず実施して頂きたい。</u></p>	<p>ご指摘いただきましたご意見も参考にし、実行可能な範囲内で保全措置を検討いたします。</p>
37	<p>9. コウモリの保全措置（低減措置）は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的 「コウモリの活動期間中にカットイン風速（発電を開始する風速）の値を上げること及び低風速時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）すること」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。よって、必ず実施して頂きたい。これについて、事業者が<u>実施しない理由</u>を述べよ。</p> <p>※Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010</p>	<p>ご指摘いただきましたご意見も参考にし、現地調査結果や専門家からの助言等を踏まえ、実行可能な範囲内で保全措置を検討いたします。</p>

38	<p>10. 環境保全措置は「コウモリを殺す前から実施してほしい」</p> <p>本事業者である「日本風力エネルギー株式会社」並びに委託先の「日本気象協会」は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりがあるのだろうか？上記のコウモリの保全措置（カットイン風速の値を上げること及び低風速時のフェザリング）については、「事業者が実施可能」かつ「最新の知見に基づいた」コウモリ類への環境保全措置である。よって「コウモリを殺す前」、すなわち「施設の稼働開始時から」必ず実施して頂きたい。</p>	<p>ご指摘いただきましたご意見も参考にし、実行可能な範囲内で保全措置を検討いたします。</p>
39	<p>11. フェザリングの閾値は主観で決めないこと</p> <p>本事業者は、今後コウモリ類の保全措置としてカットイン風速未満の風速時にのみ保全措置（フェザーモード）を行うかもしれない。</p> <p>しかし、その場合、コウモリ類の保全措置の閾値（コウモリ類保全にとって最も重要な論点）は「カットイン風速」ということになるが、事業者が閾値を「カットイン風速」と決定した科学的根拠を述べないかぎり、それは事業者の「主観」に過ぎないことを先に指摘しておく。</p> <p>コウモリ類の保全措置の閾値は、事業者が恣意的（主観的）に定めるべきではない。なぜなら、仮に保全措置を「主観で定めることが可能」、とすれば、アセス手続きにおいて科学的な調査や予測など一切行う必要がないからだ。</p> <p>仮に事業者が「適切な保全措置」を実施するつもりがあるならば、科学的根拠、つまり「音声モニタリング調査の結果」を踏まえ、専門家との協議により「フェザーモードの閾値」を決めること。</p>	<p>環境保全措置の内容については、国内の最新の知見や現地調査結果、専門家からの助言等を踏まえ検討いたします。</p>
40	<p>12. 環境保全措置の実施時期について</p> <p>保全措置は「事後調査でコウモリが死んだのを確認してから検討する」のではなく、「コウモリを殺す前」から実施することが重要であると思うが、これについて、事業者が<u>事後調査前から保全措置を検討・実施しない理由</u>を述べよ。</p>	<p>環境保全措置の内容については、国内の最新の知見や現地調査結果、専門家からの助言等を踏まえ検討いたします。</p>
41	<p>13. 「事後調査」は信用できない理由</p> <p><u>①事後調査結果について住民は意見書を出せない。</u></p> <p><u>②事後調査結果を公正に審査する第三者委員がいない。</u></p> <p><u>③事業者側が擁立する専門家は事業者の利害関係者である可能性が高いので信用できない。</u></p> <p><u>④仮に事後調査でコウモリの死骸が確認されても、事業者が追加の保全措置をする義務はなく、罰則もない。</u></p> <p><u>①～④から、「事後調査」は信用できない。</u></p>	<p>いただきましたご意見も参考にし、事後調査を実施する際には、適切な手続きを進めます。</p>
42	<p>14. 「影響が小さい」と「影響が極めて小さい」の違いについて</p> <p>バットストライクについて「影響がある」、「影響が小さい」、「影響が極めて小さい」の違いは何か。具体的数値（死亡個体数）及び根拠を述べよ。</p>	<p>評価手法としては、調査及び予測の結果に基づいて、重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを評価いたします。バットストライクについても同様の影響について、評価を行います。そのため、死亡個体数等の具体的数値を影響の程度を示す根拠として、お示しすることはできません。</p>
43	<p>15. 「予測の不確実性」の定義及び基準について</p> <p>「予測の不確実性」について定義及び具体的基準を述べよ。</p>	<p>予測の不確実性については、統計処理上の誤差が発生するため、その正值を定量的に求めることが難しいと考えております。定量的に予測した値であったとしても、確定したものではないという認識です。</p>

44	<p>16. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは、発電所アセス省令に反する行為で「不適切」</p> <p>国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風力発電事業者の中に「予測に不確実性が伴うこと」を根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）しない事業者が散見される。</p> <p>「予測に不確実性を伴う」としても、それは「保全措置を検討しなくてよい」根拠にはならない。なぜならアセス省令によれば「影響がない」及び「影響が極めて小さい」と判断される以外は環境保全措置を検討すること、になっているからだ。</p>	<p>ご指摘いただきましたご意見も参考にし、現地調査結果や専門家からの助言等を踏まえ、実行可能な範囲内で保全措置を検討いたします。</p>
45	<p>17. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは「不適切」2</p> <p>国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風力発電事業者の中に「影響の程度（死亡する数）が確実に予測できない」ことを根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）せず、事後調査に保全措置を先送りする事業者が散見される。<u>定性的予測であれば、国内外への風力発電施設においてバットストライクが多数発生しており、『コウモリ類への影響はない』『コウモリ類への影響は極めて小さい』とは言い切れない。アセス省令による「環境保全措置を検討する」段階にすでに入っている。</u></p> <p><u>よって、本事業者らの課題は、「死亡するコウモリの数」を「いかに不確実性を伴わずに正確に予測するか」ではなく、「いかにコウモリ類への影響を回避・低減するか」である。そのための調査を「準備書までに」実施して頂きたい。</u></p>	<p>ご指摘いただきましたご意見も参考にし、現地調査結果や専門家からの助言等を踏まえ、実行可能な範囲内で回避又は低減できるよう、保全措置を検討いたします。</p>
46	<p>18. 「回避」と「低減」の言葉の定義について</p> <p>「影響の回避」と「影響の低減」について定義を述べよ。</p>	<p>「回避」及び「低減」については、「環境アセスメント技術ガイド 生物の多様性・自然との触れ合い」（一般社団法人 日本環境アセスメント協会、平成29年）に記載されているとおり、以下のように考えております。</p> <p>回避：行為（環境影響要因となる事業における行為）の全体又は一部を実行しないことによって影響を回避する（発生させない）こと。重大な影響が予測される環境要素から影響要因を遠ざけることによって影響を発生させないことも回避といえる。</p> <p>低減：何らかの手段で影響要因又は影響の発現を最小限に抑えること、又は、発現した影響を何らかの手段で修復する措置。</p>
47	<p>19. 回避措置（ライトアップの不使用）について</p> <p>ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これについて事業者は「ライトアップをしないことにより影響はある程度低減できると思う」と主張すると思うが、「ある程度は低減できると思う」という主張は事業者の主観に過ぎない。</p>	<p>ご指摘いただきましたご意見も踏まえ、今後も新たな知見を収集し、コウモリ類に対しての保全措置について工夫に努めます。</p>
48	<p>20. 回避措置（ライトアップの不使用）について</p> <p>ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これは事実だ。ライトアップは昆虫類を誘引するが、だからといって「ライトアップをしないこと」により「コウモリ類の誘引を完全に『回避』」できるわけではない。完全に『回避』できないのでバットストライクという事象、つまり「影響」が発生している。アセスメントでは影響が『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。よって、コウモリ類について影響の『低減』措置を追加する必要があるが、事業者の見解を述べよ。</p>	<p>国内の最新の知見等の情報を収集し、コウモリ類について影響が「低減」されるよう、保全措置を検討いたします。</p>

49	<p>21. コウモリ類の保全措置（回避）について</p> <p>樹林から 200m 以内に設置した風力発電機は、樹林性コウモリがバットストライクに遭遇するリスクが高くなる。国内では「林内を飛ぶから影響がない」とされてきたコテングコウモリが死んでいる*。「風力発電機は樹林から 200m 以上離して設置すること」を要望する。</p> <p>※「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」(平成 31 年 4 月、岩手県)</p>	<p>ご指摘いただきましたご意見も参考にし、現地調査結果や専門家からの助言等を踏まえ、実行可能な範囲内で保全措置を検討いたします。</p>
50	<p>22. 「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない</p> <p>「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引きの P3-110～111 には「カットイン風速をあげることで衝突リスクを低減させることができる」と書いてある。研究で「カットインをあげること」がバットストライクを低減する効果があることが「すでに」判明している。(Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B.Arnett and Michael Schirmacher. 2010)</p>	<p>最新の国内の事例や専門家からの助言も踏まえ、海外における文献資料についても内容を精査し、保全措置として有効であると思われるものについて、検討いたします。</p>
51	<p>23. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること</p> <p>上記について事業者は、「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので、(カットイン風速の値を上げる) 保全措置は実施しない(事後調査の後まで先延ばしにする)」といった回答をするかもしれないが、環境保全措置は安全側にとること。</p> <p>保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモリを殺す前」から実施することが重要である。</p>	<p>今後、現地調査によりコウモリ類の利用状況等を把握いたします。また、いただきましたご意見も参考に、最新の国内の知見や専門家のご助言を踏まえ、実行可能な範囲内で保全措置を検討いたします。</p>
52	<p>24. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 2</p> <p>そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘しておく。仮に「適切な保全措置を実施しないでコウモリを殺してよい」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べるように。</p>	<p>現段階では、現地調査実施前であり、保全措置についても、検討の前段階であると考えております。</p> <p>いただきましたご意見も参考に、環境保全措置の内容については、国内の最新の知見、現地調査結果、専門家からの助言等を踏まえ、検討いたします。</p>
53	<p>25. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 3</p> <p>今後、事業者は「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。</p> <p>この「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」という主張には、「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先のばしにしてもよい」という前提が隠れている。しかし発電所アセス省令に「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先延ばしにしてもよい」という記載はない。これについて、事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べよ。</p>	<p>現段階では、現地調査実施前であり、保全措置についても、検討の前段階であると考えております。</p> <p>いただきましたご意見も参考に、環境保全措置の内容については、国内の最新の知見、現地調査結果、専門家からの助言等を踏まえ、検討いたします。</p>

54	<p>26. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 4</p> <p>今後、事業者は「国内においてコウモリ類の衝突実態は不明な点も多く、保全措置についても検討され始めた段階だ。よって事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。</p> <p>国内では 2010 年からバットストライクが確認されており（環境省自然環境局野生生物課、2010、風力発電施設バードストライク防止策実証業務報告書）、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き（環境省、2011）」にもコウモリ類の保全措置が記載されている。「コウモリの保全措置が検討され始めた」のは最近の出来事ではない。また、仮に「国内で保全措置が検討され始めた」からといって、それが「国内の風力発電事業者が適切な保全措置を先のばしにしてよい」という根拠にはならないことを先に指摘しておく。事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べよ。</p>	<p>現段階では、現地調査実施前であり、保全措置についても、検討の前段階であると考えております。</p> <p>いただきましたご意見も参考に、環境保全措置の内容については、国内の最新の知見、現地調査結果、専門家からの助言等を踏まえ、検討いたします。</p>
55	<p>27. P376 音声モニタリング調査の調査地点について</p> <p>バットディテクターによる音声モニタリング調査地点が 3 か所のみであるが、その根拠を述べよ。「利用頻度を比較する」つもりならば、すべての風力発電機設置位置（22 か所）において日没前から日の出まで自動録音調査するべきではないのか。</p>	<p>音声モニタリング調査地点は、専門家の助言及び植生の状況を踏まえ、風況観測塔の他に調査地点を選定しております。記録時間は、16 時から翌日 6 時を基本に設定いたします。</p>
56	<p>28. バットディテクターによる調査時間について</p> <p>バットディテクターによる音声モニタリング時間の記載がない。日没 1 時間前から、日の出 1 時間後まで録音すること。</p>	<p>音声モニタリングによる調査時間は、日没 1 時間前から、日の出 1 時間後までとしています。風況観測塔の設置箇所は、現段階では未定です。</p>
57	<p>29. バットディテクターによる調査について</p> <p>バットディテクターの探知距離は短く、地上からでは高空、つまりブレードの回転範囲の音声はほとんど探知できない。よって準備書には使用するバットディテクターの探知距離とマイクの設置方向（上向きか下向きか）を記載すること。</p> <p>なお「仕様書に書いていない（ので分からない）」などと回答をする事業者がいたが、バットディテクターの探知距離は影響予測をする上で重要である。わからなければ自分でテストして調べること。</p>	<p>マイクの向きと共に実測した結果をまとめ、今後の図書に記載いたします。</p>
58	<p>30. 重要種以外のコウモリ類について</p> <p>事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測や保全をしないようだが、「重要種以外のコウモリは死んでも構わない」と思っているのか？日本の法律ではコウモリを殺すことは禁じられているはずだが、本事業者は「重要種以外のコウモリ」について、保全措置をとらずに殺すつもりか？</p>	<p>いただきましたご意見も参考にし、また、専門家からの助言を踏まえ、実行可能な範囲内で保全措置を検討いたします。</p>
59	<p>31. バットストライクの予測は定量的に行うこと</p> <p>事業者が行う「音声モニタリング調査（自動録音バットディテクターによる調査）」は定量調査であり、予測手法（解析ソフト）もすでに存在する（例えば「WINDBAT」http://www.windbat.techfak.fau.de/index.shtml）等。また、バードストライクの予測手法も応用可能だ。</p> <p>よって、バットストライクの予測を「定量的」に行うこと。</p>	<p>いただいたご意見を参考に、予測手法に関しても最新の知見の収集に努め、専門家の助言を踏まえ、実施いたします。</p>

60	<p>32. 「バットストライクに係る予測手法」について経済産業大臣に技術的な助言を求めること</p> <p>「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスを行えるコウモリ類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測及び評価を行えない事業者が散見される。事業者がヒアリングするコウモリ類の専門家について、仮に「地域のコウモリ相について精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関しては、必ずしも適切なアドバイスができるとは限らない。また、残念ながら国内においてバットストライクの予測に関して具体的指針は策定されていない。</p> <p><u>よって、仮に事業者が「国内ではバットストライクの予測について標準化された手法は公表されていない」。</u>「国内ではコウモリ類の定量的予測は困難」と主張する場合は、環境影響評価法第十一条第2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。</p>	<p>コウモリ類の専門家については、適切な調査・予測及び評価について、信頼のおけるご助言をいただける方をお願いしております。</p> <p>なお、ご助言をいただいた専門家は国内及び国外の知見を有していると認識しております。</p>
61	<p>33. 月2回程度の死骸探索調査など信用できない</p> <p>コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている[※]。仮に月2回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、信用できない。</p> <p>※平成28年度～平成29年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握I報告書）P213. NEDO, 2018</p>	<p>いただいたご意見も参考に、最新の国内の知見や専門家のご助言を踏まえ、実行可能な範囲内で調査手法を検討いたします。</p>
62	<p>34. 事後調査（死骸探索調査）は徹底的に実施すること</p> <p>コウモリ類の事後調査（死骸探索調査）は、毎週1回以上の頻度で4月から11月まで必ず実施すること。</p>	<p>いただいたご意見も参考に、最新の国内の知見や専門家のご助言を踏まえ、実行可能な範囲内で調査手法を検討いたします。</p>
63	<p>35. コウモリ類の事後調査はナセルに自動録音バットディテクターを設置すること</p> <p>コウモリの事後調査は、ヨーロッパのガイドライン[※]に準拠し「コウモリの活動量」、「気象条件」、「死亡数」を調べることに必要である。「コウモリの活動量」を調べるため、ナセルに自動録音バットディテクターを設置し、日没1時間前から日の出1時間後まで毎日自動録音を行い、同時に風速と天候を記録すること。</p> <p>※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン 2014年版 “Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATSPublication Series No. 6」 (https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf)</p>	<p>ご指摘いただきましたご意見も参考にし、現地調査結果や専門家からの助言等を踏まえ、実行可能な範囲内で保全措置を検討し、事後調査についても必要な措置を検討いたします。</p>

表9 配慮書に対する一般の意見の概要（再送）と事業者の見解

一般の意見の概要	事業者の見解
<p>1. コウモリ類について</p> <p>コウモリは夜間にたくさんの昆虫を捕食するので、生態系の中で重要な役割を持つ動物である。また害虫をたくさん食べるので、人間にとっては益獣である。しかし風力発電視閲では、バットストライクが多数生じている。NEDOの報告書[*]によれば、実態把握サイト（風力発電施設10サイト）におけるコウモリ類の推定死亡数は年間502.8個体とされ、これは鳥類の年間推定死亡数（257.6羽）のおよそ2倍になる。</p> <p>コウモリ類の出産は年1～2頭程度と、繁殖力が極めて低いため、死亡率のわずかな増加が、地域個体群へ重大な影響を与えるのは明らかである。国内では今後さらに風車が建設される予定であり、コウモリ類について累積的な影響が強く懸念される。益獣が減れば住民に不利益が生じる。これ以上風車で益獣のコウモリを殺さないでほしい。</p> <p>※平成28年度～平成29年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業 環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握I報告書）P213. NEDO, 2018</p>	<p>コウモリ類につきましては、ご指摘のとおり、衝突リスクが考えられます。NEDOの報告書等を参照し、今後も情報収集に努めます。また、可能な限り、現地調査を実施し、現状を把握して、その結果を踏まえ、環境影響が低減できるよう事業計画を検討いたします。</p>
<p>2. コウモリ類の調査について</p> <p>方法書以降で現地調査により、コウモリ相（どんな種類のコウモリが生息するか）を調べると思うが、相調査だけではバットストライクの影響予測や保全措置に必要な情報が得られない。コウモリ類の影響の程度を予測するために、調査の重点化を行うべきではないのか。</p>	<p>コウモリ類の調査は、保全措置に必要な情報を収集するため、音声モニタリング調査を実施する予定としており、重点化を図ります。</p>
<p>3. バットディテクターの探知距離について</p> <p>バットディテクターの探知距離は短く、高空、つまりブレードの回転範囲のコウモリの音声は地上からほとんど探知できない。よって風況観測塔（バルーンは風で移動するので不適切）にバットディテクター（自動録音バットディテクター）の延長マイクを設置し、高高度におけるコウモリの音声を自動録音すべきではないのか。これらは、すでに欧米や国内でも行われている調査手法である。</p>	<p>風況観測塔による高高度での音声モニタリング調査につきましても、実施することを検討いたします。</p>
<p>4. バットディテクターの機種について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘテロダイナ方式のバットディテクターは、一度に探知できる周波数帯が狭いので、コウモリの種の識別にはほぼ使用できない。バットディテクターは、周波数解析が可能な方式の機種を使用すべきではないのか。 ・コウモリの周波数解析（ソナグラム）による種の同定は、国内ではできる種とできない種がある。図鑑などの文献にあるソナグラムはあくまで参考例であり、実際は地理的変異や個体差、ドップラー効果など声の変化する要因が多数あるため、専門家でも音声による種の同定は慎重に行う。よって、無理に種名を確定しないで、グループ（ソナグラムの型）に分けて利用頻度や活動時間を調査すべきではないのか。 ・捕獲によって攪乱が起こるので、自動録音調査と捕獲調査は、同日に行うべきでない（捕獲調査日の録音データは使用しないこと）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用機器につきましては、フルスペクトラム方式のバットディテクター（SM4bat: Wildlife Acoustics社製等）の使用を予定しております。 ・得られた結果は、無理に種名を確定せず、グループに分けて利用頻度や活動時間を調査するよういたします。 ・現地での状況も踏まえ、いただいたご意見を参考にし、取り扱いを検討いたします。

<p>5. コウモリの捕獲調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コウモリ類について配慮のかけた不適切な捕獲を行う業者がいる。よってコウモリの捕獲及び許可申請の際には必ず「コウモリ類の専門家」の指導をうける（うけさせる）べきだ。 ・6月下旬-7月中旬はコウモリ類の出産哺育期にあたるため、捕獲調査を避けるべきではないか。 ・ハーブトラップは高空を飛翔するコウモリを捕獲できないので、カスミ網も併用するべきではないか。 ・捕獲したコウモリは、麻酔をせずに、種名、性別、年齢、体重、前腕長等を記録し、すみやかに放獣するべきではないか。 ・捕獲個体やねぐらに残した幼獣への影響が大きいので、ハーブトラップは、かならず夜間複数回見回るべきだ（夕方設置して、見回りせずに朝方回収などということを絶対に行わないこと）。 ・捕獲した個体を持ち帰り飼育しないこと。 ・捕獲した個体を素手で扱わないこと。 ・冬眠中の個体を絶対に覚醒させないこと。 ・冬眠中の個体を絶対に捕獲しないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コウモリ類の捕獲調査を実施する場合、捕獲許可申請につきましては、行政機関へ適切に実施いたします。 ・調査の実施時期等につきましては、専門家からの意見を踏まえて実施いたします。 ・捕獲調査を実施する際は、カスミ網の使用について、検討いたします。 ・捕獲したコウモリに麻酔は使用いたしません。種名、性別等を記録し、すみやかに放獣いたします。 ・ハーブトラップは夜間複数回見回るようにいたします。 ・捕獲した個体は持ち帰り飼育いたしません。 ・捕獲した個体は素手で扱いません。 ・冬眠中の個体については覚醒させないよう留意いたします。 ・冬眠中の個体は捕獲いたしません。
<p>6. 「回避」と「低減」の言葉の定義について1 「影響の回避」と「影響の低減」についての定義を述べよ。</p>	<p>「回避」及び「低減」につきましては、「環境アセスメント技術ガイド 生物の多様性・自然との触れ合い」（一般社団法人 日本環境アセスメント協会、平成29年）に記載されているとおり、以下のように考えております。</p> <p>回避：行為（環境影響要因となる事業における行為）の全体又は一部を実行しないことによって影響を回避する（発生させない）こと。重大な影響が予測される環境要素から影響要因を遠ざけることによって影響を発生させないことも回避といえる。</p> <p>低減：何らかの手段で影響要因又は影響の発現を最小限に抑えること、又は、発現した影響を何らかの手段で修復する措置。</p>
<p>7. 「回避」と「低減」の言葉の定義について2 事業者らは今後、コウモリ類への影響に対して「ライトアップをしない」ことを掲げるかもしれないが、「ライトアップをしない」ことは影響の『回避』措置であり、『低減』措置ではない。「ライトアップをしないこと」により「ある程度のバットストライクが『低減』された事例」は、これまでのところ一切報告がない。これについて、事業者の見解とその理由を述べよ。</p>	<p>「ライトアップをしないこと」につきましては、コウモリ類にのみに限定した保全措置ではないと考えております。コウモリ類の餌となる昆虫類を誘引しないようにすることで、昆虫類に対しての低減とし、また、コウモリ類につきましては風車周辺を採餌環境とならないよう配慮することで、間接的な影響に対して低減されると考えております。</p>
<p>8. 回避措置（ライトアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これは事実だ。ライトアップは昆虫類を誘引するが、だからといって「ライトアップをしないこと」により「コウモリ類の誘引を完全に『回避』」できるわけではない。完全に『回避』できないのでバットストライクという事象、つまり「影響」が発生している。アセスメントでは影響が『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。よって、コウモリ類について影響の『低減』措置を追加する必要がある。</p>	<p>国内の最新の知見等の情報を収集し、コウモリ類について影響が「低減」されるよう、保全措置を検討いたします。</p>
<p>9. コウモリ類の保全措置（回避）について 樹林内に建てた風力発電機や、樹林（林縁）から200m以内に設置した風力発電機は、バットストライクリスクが高いことが、これまでの研究でわかっている。低空（林内）を飛翔するコウモリでさえ、樹林（林縁）から200m以内ではバットストライクのリスクが高くなる。よって風力発電機は、樹林から200m以上離して設置すること。</p>	<p>いただいたご意見を参考に、引き続き国内の最新の知見の情報を収集し、実行可能な事業計画等を検討いたします。</p>

<p>10. コウモリの保全措置（低減措置）は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的 「コウモリの活動期間中にカットイン風速（発電を開始する風速）の値を上げること及び低風速時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）を行うこと」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。よって、必ず実施して頂きたい。 ※Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher, 2010</p>	<p>いただいたご意見を参考に、引き続き国内の最新の知見の情報を収集し、実行可能な事業計画等を検討いたします。</p>
<p>11. 「バットストライクに係る予測手法」について経済産業大臣に技術的な助言を求めること 「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスを行えるコウモリ類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測及び評価を行えない事業者が散見される。事業者がヒアリングするコウモリ類の専門家について、仮に「地域のコウモリ相について精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関しては、必ずしも適切なアドバイスができるとは限らない。また、残念ながら国内においてバットストライクの予測に関して具体的指針は策定されていない。 よって、仮に事業者が「国内ではバットストライクの予測について標準化された手法は公表されていない」「国内ではコウモリ類の定量的予測は困難」と主張する場合は、環境影響評価法第十一条第2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。</p>	<p>方法書以降の手続きにおいても、国内のコウモリ類の専門家へヒアリングを行います。また、調査手法、予測等に関しても最新の知見の収集に努め、実施いたします。</p>
<p>12. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは、発電所アセス省令に反する行為で「不適切」 国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風力発電事業者の中に「予測に不確実性が伴うこと」を根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）しない事業者が散見される。 「予測に不確実性を伴う」としても、それは「保全措置を検討しなくてよい」根拠にはならない。なぜならアセス省令によれば「影響がない」及び「影響が極めて小さい」と判断される以外は環境保全措置を検討すること、になっているからだ。</p>	<p>ご指摘のご意見も参考に、現地調査によりコウモリ類の利用状況について把握いたします。その結果をもとに、予測等を実施し、実行可能な保全措置を検討いたします。</p>
<p>13. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは「不適切」2 国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風力発電事業者の中に「影響の程度（死亡する数）が確実に予測できない」ことを根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）せず、事後調査に保全措置を先送りする事業者が散見される。 定性的予測であれば、国内外への風力発電施設においてバットストライクが多数発生しており、『コウモリ類への影響はない』『コウモリ類への影響は極めて小さい』とは言い切れない。アセス省令による「環境保全措置を検討する」段階にすでに入っている。 よって、本事業者らの課題は、「死亡するコウモリの数」を「いかに不確実性を伴わずに正確に予測するか」ではなく、「いかにコウモリ類への影響を回避・低減するか」である。そのための調査を「準備書までに」実施して頂きたい。</p>	<p>今後、実施するコウモリ類の現地調査結果につきましては、準備書へ記載いたします。</p>

<p>14. 環境保全措置は「コウモリを殺す前から実施してほしい」</p> <p>本事業者である「日本風力エネルギー株式会社」並びに委託先の「日本気象協会」は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりがあるのだろうか？上記のコウモリの保全措置（「カットイン風速の値を上げること及び低風速時のフェザリング」）については、「事業者が実施可能」かつ「最新の知見に基づいた」コウモリ類への環境保全措置である。よって「コウモリを殺す前」、すなわち「施設の稼働開始時から」必ず実施して頂きたい。</p>	<p>現時点では、風車機種の確定に至っておりません。機種選定の際には、ご指摘の事項につきましても、検討いたします。また、現地調査によりコウモリ類の利用状況等を把握いたします。また、いただきましたご意見も参考に、最新の国内の知見や専門家のご助言を踏まえ、実行可能な保全措置を検討いたします。</p>
<p>15. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速以下であってもブレードは回転するのか？</p>	<p>現時点では、風車機種の確定に至っておりません。機種選定の際には、ご指摘の事項につきましても、検討いたします。</p>
<p>16. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速を任意に変更できるのか？</p>	<p>現時点では、風車機種の確定に至っておりません。機種選定の際には、ご指摘の事項につきましても、検討いたします。</p>
<p>17. 本事業で採用する予定の風力発電機は、弱風時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）を実行できるのか？</p>	<p>現時点では、風車機種の確定に至っておりません。機種選定の際には、ご指摘の事項につきましても、検討いたします。</p>
<p>18. 「環境保全措置」の定義について</p> <p>事業者らは環境アセスメントにおける「環境保全措置」とは何か、理解しているか。「環境保全措置」の定義及び実施基準を述べよ。</p>	<p>発電所アセス省令*によれば、第二十八条に「特定対象事業に係る環境影響評価を行うに当たり、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあっては、事業者により実行可能な範囲内で選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響をできる限り回避し、又は低減すること、必要に応じ損なわれる環境の有する価値を代償すること及び当該環境影響に係る環境要素に関して国又は地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって示されている基準又は目標の達成に努めることを目的として環境の保全のための措置」と記載されています。</p> <p>※発電所アセス省令：発電所の設置又は設置の工事に係る計画段階環境配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年通商産業省令第五十四号）</p>
<p>19. 「事後調査」の定義について</p> <p>事業者らは環境アセスメントにおける「事後調査」とは何か、理解しているか。「事後調査」の定義及び実施基準を述べよ。</p>	<p>発電所アセス省令*によれば、第三十一条に「次の各号のいずれかに該当する場合において、当該環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、特定対象事業に係る工事の実施中及び供用開始後の環境の状況を把握するための調査（以下この条において「事後調査」という。）を行うものとする。」と記載されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合 二 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合 三 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合 四 代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度により、事後調査が必要であると認められる場合 <p>※発電所アセス省令：発電所の設置又は設置の工事に係る計画段階環境配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年通商産業省令第五十四号）</p>

<p>20. 「事後調査」の定義について2 念のため確認しておく。発電所アセス省令によれば、「事後調査」は「環境保全措置」ではないが、事業者らは理解しているか。</p>	<p>事後調査と環境保全措置の違いは認識しております。発電所アセス省令に従った内容で、今後の手続きを進めます。</p>
<p>21. 環境保全措置の実施時期について 上記について事業者は、「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので、(カットイン風速の値を上げる) 保全措置は実施しない(事後調査の後まで先延ばしにする)」といった回答をするかもしれないが、すでに保全措置を行う先進的事業者もいる。環境保全措置は安全側にとるべきである。保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモリを殺す前」から実施することが重要であると思うが、これについて、事業者の見解とその理由を述べよ。</p>	<p>今後、現地調査によりコウモリ類の利用状況等を把握いたします。また、いただきましたご意見も参考に、最新の国内の知見や専門家のご助言を踏まえ、実行可能な保全措置を検討いたします。</p>
<p>22. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 上記について「国内におけるコウモリの保全事例が少ないので(カットイン風速の値を上げる) 保全措置は実施しない(大量に殺した後に検討する)」といった回答をする事業者がいたが、仮に国内事例が少なからうが、「適切な保全措置の実施」は十分可能である。</p>	<p>今後、現地調査によりコウモリ類の利用状況等を把握いたします。また、いただきましたご意見も参考に、最新の国内の知見や専門家のご助言を踏まえ、実行可能な保全措置を検討いたします。</p>
<p>23. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること2 そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘しておく。仮に「適切な保全措置を実施しないでコウモリを殺してよい」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べるように。</p>	<p>ご指摘のとおり、配慮書段階では、文献調査等の情報のみでは、バットストライクを予測することは困難です。今後、現地調査等によりコウモリ類の利用状況等の把握に努めます。その結果や国内の最新の知見の収集に努め、専門家のご助言等を踏まえ、コウモリ類への影響の低減となるよう実行可能な保全措置を検討いたします。</p>
<p>24. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること3 今後、事業者は「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。 この「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」という主張には、「<u>予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先のばしにしてもよい</u>」という前提が隠れている。しかし発電所アセス省令に「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先延ばしにしてもよい」という記載はないことを先に指摘しておく。これについて、事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べよ。</p>	<p>今後、現地調査によりコウモリ類の利用状況等を把握いたします。また、いただきましたご意見も参考に、最新の国内の知見や専門家のご助言を踏まえ、実行可能な保全措置を検討いたします。</p>
<p>25. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること4 今後、事業者は「国内においてコウモリ類の衝突実態は不明な点も多く、保全措置についても検討され始めた段階だ。よって事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。 国内では2010年からバットストライクが確認されており(環境省自然環境局野生生物課、2010、風力発電施設バードストライク防止策実証業務報告書)、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き(環境省、2011)」にもコウモリ類の保全措置が記載されている。「コウモリの保全措置が検討され始めた」のは最近の出来事ではない。また、仮に「国内で保全措置が検討され始めた」からとって、それが「国内の風力発電事業者が適切な保全措置を先のばしにしてよい」という根拠にはならないことを先に指摘しておく。これについて、事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べよ。</p>	<p>今後、現地調査によりコウモリ類の利用状況等を把握いたします。また、いただきましたご意見も参考に、最新の国内の知見や専門家のご助言を踏まえ、実行可能な保全措置を検討いたします。</p>
<p>26. 意見は要約しないこと 意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。 事業者見解には、意見書を全文公開すること。</p>	<p>いただきましたご意見につきましては、要約せず意見書の内容を全文公開いたします。</p>

日刊新聞に掲載した公告

・南日本新聞

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「仮称」日置市及び鹿児島市における風力発電事業環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催します。

一、事業者の名称 日本風力エネルギー株式会社
 代表者の氏名 代表取締役 ニーデン・アズテ
 事務所の所在地 東京都港区虎ノ門四丁目一番一八号
 虎ノ門タワーズオフィス

二、対象事業の名称 (仮称)日置市及び鹿児島市における風力発電事業
 規模 発電設備出力：最大三万キロワット
 基数：最大二十二基

三、対象事業実施区域 鹿児島県日置市、鹿児島市、薩摩川内市及びいちき串木野市の行政界付近

四、環境影響を受ける範囲 鹿児島県日置市、鹿児島市、薩摩川内市、いちき串木野市及び始良市

五、縦覧の場所・時間
 鹿児島県庁 十三階環境林務課、日置市役所市民生活課、
 日置市役所東市来支所、日置市吉田地区公民館、日置市
 高山地区公民館、日置市海田地区公民館、日置市
 地区公民館、鹿児島市役所環境保全課、日置市役所都
 山支所総務市営課、薩摩川内市役所環境課、薩摩川内市
 役所支所環境課、薩摩川内市役所環境課、薩摩川内市
 重地区公民館、薩摩川内市役所環境課、薩摩川内市
 コミュニティセンター、薩摩川内市大馬地区公民館、日置市
 センター、いちき串木野市役所来庁舎、いちき串木野
 市川上交流センター、始良市役所補給支所、いちき串木野
 振興課
 ※いずれも、土・日・祝日を除く開庁時
 電子縦覧 ETIS@kennet.go.jp
 期間 令和二年三月三十一日(金)から
 令和二年三月四日(水)まで

六、意見書の提出
 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からの
 ご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見
 の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に郵送付けて
 おります。意見書にご投函くださるか、令和二年三月十
 八日(水)までに問い合わせ先へ郵送ください(当日
 消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する場所・日時

- 一、八重瀬町 鹿児島市郡山町五二四〇―二四
- 二、皆田地区公民館 二月十六日(日) 午前十一時三十分から
- 三、高山地区公民館 二月十九日(水) 午後七時から
- 四、鹿児島県日置市東市来町番母一五八一九(四)
 湯田地区公民館 二月二十日(木) 午後三時から
- 五、鹿児島県日置市東市来町湯田三九九―一
 上市来地区公民館 二月二十日(木) 午後七時から
- 六、川上交流センター 二月二十一日(金) 午後七時から
 (鹿児島県いちき串木野市川上九七八)
- 七、入来文化ホール別館 視聴覚室 二月二十六日(水) 午後七時から
 (鹿児島県薩摩川内市入来町湯田六〇四三)
- 八、結の郷 大山山荘 二月二十七日(木) 午後七時から
 (鹿児島県始良市浦生町白男五五四八一)

八、問い合わせ先
 日本風力エネルギー株式会社
 〒一〇五―一〇〇―一 東京都港区虎ノ門四丁目一番二八
 号 虎ノ門タワーズオフィス
 電話 〇三(六四五)―九七七(担当) 足立 内尾

当社ホームページ掲載内容

○令和 2年 1月 31日 (金) より、当社ホームページに掲載



お問い合わせ

トップ

企業情報

事業案内

お知らせ

発電所

地域貢献

[ヴィーナ・エナジー](#) > [お知らせ](#) > [風力](#) > (仮称) 日置市及び鹿児島市における風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧、並びに住民説明会の実施について
2020.1.31 [風力](#)

(仮称) 日置市及び鹿児島市における風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧、並びに住民説明会の実施について

令和2年1月31日
日本風力エネルギー株式会社

当社は、令和2年1月30日付で環境影響評価法に基づき、「(仮称) 日置市及び鹿児島市における風力発電事業 環境影響評価方法書」(以下、「方法書」)及びこれを要約した書類(以下、「要約書」)を経済産業大臣へ届け出ました。

環境影響評価方法書について、以下のとおり縦覧並びに住民説明会を実施いたします。

方法書の縦覧について

縦覧場所：

鹿児島県庁 13階 環境林務課
 鹿児島市役所 環境保全課
 鹿児島市役所郡山支所 総務市民課
 日置市役所 市民生活課
 日置市役所 東市来支所
 日置市 皆田地区公民館
 日置市 高山地区公民館
 日置市 湯田地区公民館
 日置市 上市来地区公民館
 薩摩川内市役所 環境課
 薩摩川内市役所 樋脇支所
 薩摩川内市役所 入来支所
 薩摩川内市 八重地区コミュニティセンター
 薩摩川内市 藤本地区コミュニティセンター
 薩摩川内市 大馬越地区コミュニティセンター
 いちき串木野市役所 市来庁舎
 いちき串木野市役所 川上交流センター
 始良市役所 蒲生総合支所蒲生地域振興課

縦覧期間：

法的期間：令和2年1月31日(金)から令和2年3月4日(水)まで
 自主的期間：令和2年3月5日(木)から令和2年3月18日(水)まで
 ※鹿児島県庁、鹿児島市役所、日置市役所、薩摩川内市役所、いちき串木野市役所は土、日、祝日を除く開庁時。公民館、コミュニティセンター、交流センターは休館日を除く開館日。

縦覧方法：

縦覧場所にて、方法書、要約書、お知らせ用紙、ご意見記入用紙及び意見書箱を設置いたします。

ご意見記入用紙の記入：

方法書をご覧になられた方は、恐れ入りますが、ご意見の有無に関わらず、備え付けの用紙に住所・氏名をご記入の上、ご投函ください。

インターネットによる公表

表紙と目次	 方法書[127KB]
第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	 方法書[52KB]
第2章 対象事業の目的及び内容	 方法書[2.1MB]
第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況（自然的状況）	 方法書[15.7MB]
第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況（社会的状況）	 方法書[8.0MB]
第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果	 方法書[9.6MB]
第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解	 方法書[996KB]
第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	 方法書[14.7MB]
第7章 その他環境省令で定める事項	 方法書[8.1MB]
第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	 方法書[56.7KB]
要約書	 方法書[16.3MB]

本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものである。（承認番号 令元情複、第567号）本書に掲載した地図を第三者が複製する場合には、国土地理院長の承認を得ること。

意見書の送付について

「（仮称）日置市及び鹿兒島市における風力発電事業 環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、備え付けの用紙のご意見欄に意見の理由を含めてご記入の上、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函いただくか、以下の当社宛先までご郵送ください。

- 受付期間：令和2年1月31日（金）から令和2年3月18日（水）まで
（郵送の場合は令和2年3月18日（水）消印有効）

●郵送の場合

宛先：〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス
日本風力エネルギー株式会社 足立、内尾 宛

ご意見記入用紙は  [こちらよりダウンロード](#)ください。

●記載事項

- ①氏名及び住所
（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ②方法書についての環境の保全の見地からの意見
（意見の理由を含めて記載してください。）

住民説明会の実施について

以下の日程、場所にて住民説明会を実施いたします。是非、お集まりいただけますようお願いいたします。

- ・八重棚田館：2月16日（日）10:30～ 鹿児島県鹿児島市郡山町5240-24
- ・皆田地区公民館：2月19日（水）19:00～ 鹿児島県日置市東市来町湯田4477-2
- ・高山地区公民館：2月20日（木）14:30～ 鹿児島県日置市東市来町養母15819-4
- ・湯田地区公民館：2月20日（木）19:00～ 鹿児島県日置市東市来町湯田3299-1
- ・上市来地区公民館：2月21日（金）19:00～ 鹿児島県日置市東市来町養母11393-1
- ・川上交流センター：2月26日（水）19:00～ 鹿児島県いちき串木野市川上978
- ・入来文化ホール別館 視聴覚室：2月27日（木）19:00～ 鹿児島県薩摩川内市入来町福田6043
- ・結の郷 大山館：2月28日（金）19:00～ 鹿児島県始良市蒲生町白男5548-1

お問合せ

〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス
 日本風力エネルギー株式会社 足立、内尾 宛
 電話番号 03-6452-9777（土・日・祝日を除く、午前10時から午後5時まで）

年別アーカイブ

2020	→
2019	→
2018	→
2017	→
2014	→
2013	→

[トップ](#)
[企業情報](#)
[事業案内](#)
[お知らせ](#)
[発電所](#)
[地域貢献](#)


風力発電事業に関する住民説明会のご案内

薩摩川内市及び隣接自治体にて計画検討中の風力発電事業に関して環境影響評価法に基づき住民説明会を実施します。(事前申し込み不要)



(仮称)日置市及び鹿児島市における風力発電事業

関係地区 *1

八重地区、藤本地区、大馬越地区

※上記地区の方に限らず、どなたでもご参加いただけます。

説明会日程 *2

日時 : 2020年2月27日(木)19:00~20:30

場所 : 入来文化ホール別館 視聴覚室



(仮称)いちき串木野市及び薩摩川内市における風力発電事業

関係地区 *1

隈之城地区、峰山地区、滄浪地区、寄田地区

※上記地区の方に限らず、どなたでもご参加いただけます。

説明会日程 *2

日時 : 2020年3月4日(水)19:00~20:30

場所 : 川内文化ホール 第1会議室

*1 今後、環境影響評価の調査を行う予定の地区及びその周辺地区
詳細は弊社HPにてご確認ください。

(<https://venaenergy.co.jp/information>)

*2 説明会は隣接自治体でも開催いたします。(詳細は弊社HP迄)



事業者(主催者)



VENA ENERGYはアジア太平洋地域最大の独立系再生可能エネルギー発電事業者として、日本全国において自治体や地元企業と協力し、持続的な経済成長と環境保全に不可欠である、太陽光発電等のクリーンなエネルギーの供給を行っております。

日本風力エネルギー株式会社 薩摩事業所 (担当:事業開発 足立、内尾)

〒896-0046 鹿児島県いちき串木野市西薩町17-41

TEL:0996-26-1411 FAX:0996-26-1412

お 知 ら せ

「(仮称) 日置市及び鹿児島市における風力発電事業 環境影響評価方法書」を次のとおり備え付けておりますので、ご覧ください。

1. 縦覧期間

令和2年1月31日(金)～令和2年3月4日(水)まで
(土・日・祝日及び閉庁日は除きます。)

2. 縦覧時間

開庁時

3. 閲覧用紙の記入

方法書をご覧になられた方は、恐れ入りますがご意見の有無にかかわらず、備え付けの用紙に住所・氏名をご記入の上、ご投函ください。

4. 意見書の受付

「(仮称) 日置市及び鹿児島市における風力発電事業 環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、備え付けの用紙のご記入欄に意見の理由を含めてご記入の上、意見書箱にご投函頂くか、下記住所までご郵送願います。

○受付期間 令和2年1月31日(金)～令和2年3月18日(水)まで

○送付先(郵送の場合)

〒105-0001

東京都港区虎ノ門四丁目1-28 虎ノ門タワーズオフィス

日本風力エネルギー株式会社

○記載事項

- ①氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ②意見書の提出の対象である方法書の名称
- ③方法書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により意見の理由を含めて記載してください。)

※方法書及び要約書は下記 URL でも公表しています。

<https://venaenergy.co.jp/>

以上

